

## 「動物取扱業の適正化について(案)」にかかる自治体の意見の概要

意見	理由
(1) 深夜の生体展示規制	
深夜の生体展示規制については、犬や猫の販売業に限定してほしい。	動物園等では主な展示動物が夜間に活動を活発化するため、閉園後に「夜の動物園」として夜間に改めて開園展示する施設がみられる。このため、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を遵守することを条件に、深夜の生体展示規制を除外することを明示することにより、規制開始後の混乱を回避することができる。
対象動物種は犬猫の幼齢動物に限定すべきである。	深夜の生体展示規制については、現在、犬、猫に対象動物を限定した政省令等改正案の概要が公表され、パブリックコメントに付されている。対象業者は、審議会動物愛護部会小委員会でのヒアリング内容等を考慮すると、深夜営業を行っている販売業ということから、東京都を含む大都市圏に集中していることが想定されるが、実際の営業実態(業者数、分布等)の把握はなされていない。また、販売業以外では、撮影、貸出し等、夜間の動物使役が前提の業態も想定され、審議内容を考慮し、「幼齢動物の販売に当たっては」等の限定が必要である。監視体制の確保が困難なため。
生体展示の時間規制を犬猫に限らず、すべての生体展示の時間を規制できないか。	犬猫の展示時間を規制しても、犬猫以外の動物が20時以降に展示される場合、現場での指導が混乱すると考えられる。
遵守基準等の施行期日の決定に際して、当該業態の実態(業者数、分布等)の把握、業界周知、既存業者の営業時間の実態把握及び監視体制の整備(予算、人員の確保)に十分な準備期間を設ける必要がある。	制度周知、監視体制の整備等の準備期間が必要である。
深夜の生体展示の数値規制は、望ましいが、確実に実施されているか確認するための手法の検討や財政措置が必要	実効あるものにするためには、自治体の実施体制への支援措置が必要である。支援措置がない場合は実現が困難であるため。
深夜展示および長時間連続展示については数値規制などの定義づけや監視回数の設定をすべきと考える。	監視のなかで、根拠および客観的な指標が必要と考えるため。
20時以降の生体販売禁止に関しては、展示施設をカーテン等により遮光遮音するなど対策を講じることとすべき	大型ショッピングセンターなどのテナントでは20時以降も動物用品の販売を行っている場合があり、監視の際に生体販売の禁止より対策の有無の方が確認しやすいため。
昼行性、夜行性およびその他の動物生態にあわせて、展示方法(区画別)等を定める必要であると考える。	深夜展示が有効な動物もいるため。
長時間の連続展示について規制を行う場合、展示時間外に保管するための展示施設以外の飼養施設を設けるよう明示すべき。	展示施設と飼養施設が同一の場合、展示時間外の施設の管理がずさんになる可能性があるため。
展示時間(連続展示時間)、休憩時間等の基準は、専門家の意見を十分に踏まえて慎重に判断すべき。	パブコメの中でも様々な考え方があり、性急な判断は余計な混乱を招く。同じ生体展示でも「販売」と「ふれあい」では動物に係るストレスの度合いに違いがあると考えられる。
深夜の生体展示販売の廃止、生体展示販売の規制について	特に深夜は、飲酒されている方もおり、犬、ねこについては、可愛さあまりに、衝動買いを促す大きな要因も1つとなると考えられる。
生体展示の規制については、20時以降の規制に加え、健康状態によって展示時間を短縮する条項を加えるべき。	動物取扱責任者が時間に捕われず、動物の重大なストレス等を考慮し、展示時間を判断する必要があるため。
深夜の生体販売の規制時間(20時以降)の見直し	規制には概ね賛同するが、時間設定が科学的見地に基づかない規制ならば、社会通念で判断すべきと思われる。時間設定については、業界団体の意見を十分聞いた上で対応すべきと考える。
20時以降の生体展示を禁止することに関連して、現在、意見募集が行われている「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要」において、「登録(登録の更新を含む。)に当たっては、営業時間を明記すること。」が示されているが、インターネット販売・個人ブリーダーのような営業時間が明確でない業者は、営業時間を明記することができない。	インターネット販売や自宅で繁殖・販売している業者は、一般的な固定店舗のペットショップと異なり、営業時間が明確でないため。
20時でなく、17時とすべき。	通常、20時には監視できる状態にない。20時の根拠が不明。購入したいのなら、休日の昼間を利用してじっくりと選ぶべき。
深夜の生体展示の規制手法については、例外規定を設けないこと。	例えば、引き渡しのみならば規制除外とする等の規定を設けると、不明瞭な事案が生じることが予測されるから。
現行のままでよい	当県において深夜営業による苦情、相談はなく夜間営業を規制すれば、違反時には行政が深夜取締りを行うということになるが、当県における現状として行政による深夜対応は困難である。

(2) 移動販売	
移動販売については禁止すべき	<p>業者の説明不足及びアフターフォロー不足のため、トラブル・苦情が多い。また基準を設けても守らせることが難しい。</p> <p>感染症のまん延が懸念される。</p> <p>安易な購入を助長する。</p> <p>基準を設けたところで監視は困難。</p> <p>輸送ストレス、販売時のストレスで動物の体調維持管理が困難となりやすい。</p>
移動販売については、自動車等によるもの、イベント形式の展示販売等があり、業態は様々であるため、定義を明確にし、それぞれの業態について登録基準を設け、営業を行う自治体ごとに登録を行うなど、行政がイベント販売等の施設の状況や動物の取扱いを確実に把握できるような制度を検討すべき。	<p>移動販売の業態に対して、監視指導を行う主体は、登録自治体になると思われるが、現状では、自動車による販売や、一定の時間(概ね24時間以内)を越えない営業(イベント形式)の場合は、新たな登録を行わずに営業が行われており、実態が把握できないため。</p> <p>移動販売業者の登録前に各自治体に照会をかけ苦情等の有無を確認することにより、悪質な同一業者による広域的なトラブル発生未然防止につながる。移動販売については、実態の把握が難しく、不衛生な取扱いや販売後の苦情がある。</p> <p>現在は、現場の立入り検査を行わなければ登録業者であるか否かが確認できない状態であるため。</p> <p>動物販売後に業者と連絡が取れなくなる、伝染病が発生したなどのトラブルがあったため。</p> <p>本市では、過去に移動販売でペットを購入後、飼い主および動物病院から苦情が多数寄せられたことがあった。移動販売業者が県外であったため、対応に苦慮した経緯がある。</p>
現行のままよい。	<p>販売の登録を受けている業者が行う業態であり、業者が移動先でも客に対し、店舗で行う内容と同様の説明を行うことで対応可能と考える。</p>
移動販売の定義を明確にしなければ、顧客への適切な引渡しも禁止されることになるのではないかと。	<p>移動式飼養施設による出張販売行為を規制することには賛成だが、動物を適切に取り扱って顧客宅で動物を引き渡す業者もあり、「移動販売」と区別が必要である。</p>
移動販売を「動物取扱業の登録を受けた事業所以外の場所で動物を販売すること」と定義づけしているが、現地でも登録を受けて実施する業態は移動販売に含まれないのか。含まれないのであれば含むべきであるし、含まれるのであればそのようにとれる文言に訂正が必要である。	<p>拠点から動物を移動させて販売する業者が販売する場所で登録を受ける場合が多くあるが、それらが定義にあてはまらず規制できない可能性がある。現地で登録をしても、イベント終了後の指導は困難である。</p>
移動販売については、県内で営業し、問題のあった事業者から、再度、登録申請があった際に問題のあったことを理由に登録を拒否できるよう希望する。 ※ 問題のあった事業者…購入後、感染症にかかっていることが分ったが、事業者が適切な対応をせず苦情となった例、販売期間中において、周辺住民より悪臭や飼い方等について苦情があり指導したが改善されなかった例 など。	<p>現行法では、過去に問題のあった移動販売業者であることが分っていても、施設基準どおりに申請があれば、登録せざるを得ない状況にある。登録のたびに同様の問題を起こし、一定の販売期間後にはいなくなってしまう、指導が困難であるため。</p>
深夜販売禁止の提言と比較し、移動販売規制に関する文言が慎重かつ曖昧であり、違和感がある。	<p>動物の健康と安全が守れないという状況は同様かそれ以上であると考えられる。基準を具体的に示しても、自治体ではそれを確認することは困難である。</p>
移動販売については、移動販売先で新規登録を行って業を行う場合、移動販売後、一定期間廃業届を提出させないようにすべき。	<p>販売後の指導根拠を担保するため。</p>
1日(24時間以内)のイベント販売についても届出等を検討すべき。	<p>2日以上イベントであれば、別の事業所として登録が必要だが、1日のみのイベントの場合、行政が把握できないことがあるから。</p>
(3) 対面販売・対面説明・現物確認の義務化	
対面販売、対面説明、現物確認の義務化は必要。	<p>販売される個体の特性は、販売者による詳細な説明が不可欠。</p> <p>無用なトラブルを避けるためにも、対面による販売を行うべきである。</p> <p>購入者に対して遵守すべき事項を対面と文書の2段階で十分に説明すべきと考えるため。</p> <p>安易な動物の購入を防止することは遺棄や虐待の防止につながるため。</p> <p>インターネットによる売買については適正な取引が行われているかどうか監視を行うことが難しいので禁止すべき。</p>
インターネット販売を禁止にすべき。	<p>販売には現物確認は必要であると考えられるため。</p> <p>業者への苦情もあり、また、安易な動物飼養につながっていることも考えられる。業者自身もアフターフォローが困難であることから</p>

インターネットオークションでの動物取引については、禁止すべき。	動物取扱業者以外の販売を助長するため。
ネット販売への規制が必要。	ネット販売は生体を確認せずに購入でき、安易な購入を促してしまい、またそこから安易な放棄につながる。苦情が多いのもネット販売である。
対面販売等の遵守のための監視では、新たな監視制度や監視方法を策定する必要があり、実質困難であるので、インターネット販売の全面禁止が望ましい。	実効あるものにするためには、自治体の実施体制への支援措置が必要である。支援措置がない場合は実現が困難であるため。
インターネット等による対面・現物確認なしの販売方法を規制するに当たり、対象となる業態の定義、監視主体、規制内容について明確に示されたい。	既存の「販売」の定義にあてはまらない業態が増えているため、規制対象を明確にする必要がある。
飼養施設を持たない業者については、業種に関わらず(保管以外)その業に使用する動物の供給源について確認できる制度等について検討されたい。	業に使用する動物の供給源が多様化しており、その確認及び法令上の取り扱いについての重要性はインターネットオークションに限ったことではないため。
動物販売に関わらずネット販売におけるトラブル対処の経験が豊富な機関(消費生活センターなど)との協力体制が必要。	ネット等による販売を行う業者への監視は、現在の動物愛護行政担当者だけでは不十分。規制を強めてもその監視ができなければ現状と何も変わらない。
インターネット販売についての規制について、オークション出品者が登録しているかどうかを監視するより、一般家庭の飼い主が安易に繁殖できないような仕組み作りが必要である。	繁殖は、その品種について専門的な知識を持つ者がすべきであり、一般家庭の飼い主が自分のペットの子どもを販売することを簡単に「業」として許可することは遺伝病や感染症を広げるものになるため。
必ずしも対面での対応は必要がない。 動物の特性、遺伝子疾患等については、ホームページ等での説明は可能であり、仮に購入者と販売者との間に損害賠償等の問題が生じたとしても民法、商法等での対応が可能である。また、登録の有無については、ホームページ等に記載されている登録内容により関係自治体への問い合わせも可能である。(登録簿の閲覧での対応も可能) なお、動物の適正飼養保管に関しては、登録を行った自治体が飼養施設等へ立入り、適正飼養指導ができる。	
<b>(4) 犬猫オークション市場(せり市)</b>	
市場開催者を動物取扱業にするべき。	市場は業者のみの参加であるが、一時的にでも動物の保管、扱いをするのであれば取扱業とした方がよい。
オークション市場を行う事業者の登録については、対象事業者の定義、対象動物(犬、猫)を明確にし、オークション市場への監視指導が確実に実行される体制を整備する必要がある。	市場の多くの業者がオークションを利用しており、そこを把握することで業者への指導・監視体制の強化をはかることができるため。 犬猫オークション市場については、現在、対象動物を限定せずに政省令等改正案の概要が公表され、パブリックコメントに付されている。当該業態の動物の販売契約への関与、営業の形態は様々であると思われ、単なる場所貸しも含むのか、登録業者が主催する一定の時間(概ね24時間以内)を越えない営業も含むか等、定義が不明確なまま、規制内容は検討できない。 例えば、「オークション市場を行う事業者とは、犬、猫のせり売り又は相対取引を行う場及び機会の提供を行う者をいう。」とする等対象業種、対象動物種の定義が明確でないと、各自治体での統一的な対応ができない。
遵守基準等の施行期日の決定に際して、当該業態の実態(業者数、分布等)の把握、業界周知、既存業者の営業時間の実態把握及び監視体制の整備(予算、人員の確保)に十分な準備期間を設ける必要がある。	実際の営業実態(業者数、分布等)の把握がなされていないため、自治体への影響も不明確である。規制するのであれば、実効性を担保するため、対象業種の定義、具体的な内容、手法、それに要する準備期間も含め慎重に検討願いたい。
他行政機関または警察機関等の協力が必要。	市場の構成団体等が不透明であり、反社会的組織等による関与が疑われる場合など動物愛護行政担当単独での監視では対処できない。
トレーサビリティシステムの確保については、オークション市場のみでなく、動物取扱業全体で統一的なルールを作るべき。	購入者が不利益を被らないために、オークション市場以外で売買される動物についても、トレーサビリティの確保は重要であり、統一ルールが必要と考える。
<b>(5) 犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢</b>	
犬猫を幼齢期に親から引き離す日齢について、8週齢未満の販売は禁止。	特に子犬については、成長後に咬み癖や吠え癖の問題を起こすことが多いとわかっており、このため処分してしまう事例がある。
犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢については、具体的数値を掲げて強制力のあるものにすべき。	自主規制が進まないから問題視されており、感染症予防の観点からも早急に規制が必要と思われるため。
幼齢動物の出荷日齢は、業界の推奨する6週齢ではなく、7~8週齢以上とすべき。自主規制ではなく、登録の遵守事項とすべき。	7週齢未満の個体では耐性があるとは考えにくい。実効性を持たせるために、強制力のある基準とすべき。

幼齢動物を親等から引き離す日齢については、法令等により規制すべき。	動物取扱業者には、業界全体に自主的な規制を課することができる団体がなく、また悪質な業者の存在も否定できないことから自主規制の充実は困難であるため。 また、前回の法改正の際にも販売日齢についての議論は行われており、問題を先送りにせず販売日齢を決めることで、動物の問題行動を原因とする安易な飼育放棄の防止にもつながる。 問題行動を引き起こした犬が保健所に持ち込まれ苦慮している。
犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢については、何らかの規制が必要である。 親等から引き離す日齢によって成長後に咬み癖・吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性については個体差があると思われることから、一律の規制は難しいのではないかと。 仮に、上記理由で一律規制を行うのであれば、行政が引き取りを行う際の犬、ねこ幼獣動物の年齢がそれ以下であれば、成長後問題行動を起こす可能性があるかと判断しなければならなくなり、譲渡に回すことを控えなければならない状況となること懸念される。	
幼齢動物の日齢の確認方法を明確にする必要がある。	親等から引き離す日齢を決めても、日齢の確認方法が明確にされなければ、業者の言うがままである。例えば、トレーサビリティシステム等を考えるべき。
幼令動物を親から引き離す時期を定めることについては、必要と考える。 しかし、動物種における年齢判定基準が不明であり、基準を作成する必要があると考える。	監視時に同じ犬であっても、犬種により歯がはえる時期がずれる可能性があり、対応に苦慮することが想定されるため。
犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢については、科学的根拠に基づいて明確に設定してほしい。	事業者の説得力のある指導を行うため。
事業者による自主管理・自主規制を充実させる方向が望ましい。	現状で動物の目視のみでは日齢判定ができないため。 現実的に、監視は不可能。
強制力のあるものにすべきという意見には反対。	確認方法、違反時の対応が不明。生体からの日齢判断は無理である。強制力のある規制を起こった場合、生まれた日の確認をどのようにとるのか。
<b>(6) 犬猫の繁殖制限措置</b>	
繁殖回数等は科学的根拠に基づく数値規制が必要。	事業者による自主規制が有効に働くとはいえ到底考えられないため。
繁殖状況記録台帳の未記載に対する行政処分や罰則の強化を図る必要がある。	販売動物の日齢規制や繁殖制限など実際の監視では台帳と照合しないと個体差もあり判別不可能。台帳の未記載や故意の誤記載に対しより強い処分を科す(業務停止処分など)ことの議論も必要と考える。
犬猫の動物の繁殖回数の確認方法を明確にする必要がある。	親等から引き離す日齢を決めても、日齢の確認方法が明確にされなければ、業者の言うがままである。例えば、トレーサビリティシステム等を考えるべき。
他国の事例にならい、何らかの段階的な規制が必要と考える。	幼齢動物の販売は、規制により、保護される必要があると考えるため。
犬猫の繁殖制限措置は法による努力規定とする。 繁殖制限措置は、事業者の自主規制にすべきである。	繁殖回数の正確な確認が行政としては実質不可能であるため。 現実的に、監視は不可能。
事業者の自主規制のためのガイドライン等を示し、業界育成を行うべき。	監視時の目視による繁殖状況の判断は、一般に困難である。 なお、遺伝性疾患をもった個体、品種の特性からはずれた個体を使用した繁殖の禁止等が必要である(繁殖個体について、個体識別と遺伝子疾患フリーであることの確認等が必要)。
犬猫の繁殖制限措置について、品種の違い等により一律の規制ができないのであれば、参考となるガイドライン等を作るべき。	業者の自主規制に任せると基準設定が曖昧になるおそれがあるので、行政側が指導を行う際、根拠となる目安が必要。
現行のままでよい。	繁殖に関しては、品種の違いがあり業者の自主性に任せべき。品種ごとの繁殖日齢、回数を定めた場合、違反して誕生した犬ねこについて具体的にどうするのか不明。
動物取扱業者が管理販売する猫等について、マイクロチップ挿入を検討すべき	遺棄防止とトレーサビリティの調査のために是非必要であることから。併せて、犬にあっては狂犬病予防法との整合性をはかっていたいただきたい
繁殖施設の登録条件としては販売できなかった動物及び繁殖適齢期を過ぎた動物の取扱いについても規程すべき。	商売に使用できなくなった動物は、適正に取扱われなくなるおそれがあるため。
<b>(7) 飼養施設の適正化</b>	
飼養施設の適正化について、ケージの大きさや頭数の基準となる数値を設けるべき	動物の飼育環境の向上に繋がる。また、業者に対する指導の目安となる。 指導の際の根拠となるから。 改善を指導する際の根拠とするため ガイドラインでは、指導根拠として乏しいと考えるため。 また、できる限り客観的な指標を用いる必要がある。 販売業だけでなく、多頭飼養の基準にも適用できることから、1頭あたりの必要面積等についてある程度明確な数値基準を設けるべき。 現状では具体的な数値がないため、業者指導に苦慮しているケースが多数あるため。

	曖昧な基準では、適切な指導が困難なため。 数値基準は実際の監視指導において必要であり、基準を各自治体が策定することは困難であり、また国が一括して行うことが合理的であるため。
客観的な指標例としてアンモニア濃度が考えられ、予算措置が必要であるとする。	測定の機器の購入および人員の確保等の例示が必要なため。
臭い、騒音の数値化による規制については、既に規制のある悪臭防止法や騒音規制法との整合性を図った上で規定すべきである。	既に動物取扱業者も対象となっている法規制があり、それと乖離することはできないと考えるため。
数値基準は、他法(化製場法)との整合性も考慮し、国が明示すべき。	各自治体による判断基準を統一する必要があるため。
事業所と飼養施設との地理的關係について規制が必要	一つの事業所に対し、管轄外も含め多数の飼養施設を有することが考えられるため
飼養施設について、具体的ガイドラインを示すべきである。	より確実な法目的達成のためには現状では不十分。飼養施設について指導の具体的なよりどころが必要であるため。
飼養施設の適正化について、明確な基準が設定できないのであれば、ガイドラインを策定すべき。	監視の際、指導を行うための根拠が必要。また、動物取扱業者への苦情の中で指導に苦慮するのが臭いに関するものであり、指標値が示されれば指導を行いやすくなる。
ある程度は必要だが数値化は反対	ケージ、檻については基本的な行動、動作が可能な大きさとするなどという文言は必要と考えるが、施設内環境(湿度、アンモニア濃度、騒音等)を数値化した場合、測定頻度はどうするのか。業者に測定させるのか、自治体が測定するのか。また、測定機器の整備にかかる費用はどうするのか。
動物取扱施設に対する定期的な監視指導を行っていくための財源措置を講ずるべき。	適切な指導を継続的に行っていくためには、人員等の確保が必要不可欠であるため。
飼養施設の適正化は図られるべきである。	(飼育方法に地域性のあることに鑑み、法令による規定とは別の「ガイドライン」による規制が望ましいが、数値化等の一律の基準設定は困難である。)
飼養施設・設備に関する一律の基準を設けることは困難。	品種、個体差などによって指導内容に違いがでて、余計に混乱する。 客観的指標を用いることについても、どのようにして基準値を設定したか明確にする必要がある。
種類、年齢、個体差等があり、動物愛護の観点からの基準作成は困難である。 また、ねこに関しては3次元の行動を取る動物であり、単に面積だけを定めれば良いというものでもない。 どうしてもということであれば、目標数値をガイドラインで定める方向が望ましい。 ガイドラインに記載する規制数値の策定にあたっては、業態毎の状況を勘案しつつ、最低限確保すべき下限値及び目標値を設定することが望ましい。研究施設等の団体が任意で定めている実験動物の保管施設(ケージ等)の規準を下限値とし、目標値については、全国の自治体を調査し、一番大きい施設の数値を充てることとして、目標値に幅を持たせることが案として考えられる。	
<b>(8) 動物取扱業の業種追加の検討</b>	
現状の体制では業務過多となり実効性に乏しく、追加すべきではない。	他法令に関係する部分も多々あり、その整合性がとれてから議論すべき。 老犬・老猫ホームは飼い主の終生飼養義務に反しているという考えもある。新しいカテゴリーを設ける場合、規制内容を十分に考慮する必要がある。
動物取扱業の業種追加の検討に当たっては、法の趣旨に照らして、規制の必要性及び従前の規制や他法令との整合性について十分検討されたい。	安易な業種追加により既存業務の実効性の低下を招くおそれがあるから。
動物取扱業の業種追加については、地方自治体への支援策等についても検討すべき。	業務の増加による動物愛護監視員の増員等体制を整備する必要があるため。
動物取扱業において「追加業種を追加した場合、実効性が、必ず低下する」ので、低下しないような措置が必要。	実効あるものにするためには、自治体の実施体制への支援措置が必要である。支援措置がない場合は実現が困難であるため。

(8) ①動物の死体火葬・埋葬業者	
動物取扱業の業種に「動物の火葬・埋葬業」を追加することについて、現時点では反対である。	<p>動物愛護管理法の基本原則と照らし合わせても専ら死体を取り扱う業者の追加は、法の目的にそぐわない。</p> <p>なお、新たな業種を動物取扱業に加えることは、行政の登録・監視業務の負担が増すため、国の財政支援が必要である。</p> <p>動物の葬祭業で規制されるべきであるのは環境に対する配慮であり、既存の大気汚染等の環境関係法あるいは新法で規制されるべきものとするため。</p> <p>動物取扱業は生きた動物にのみ適用すべきである。</p> <p>文章中にあるように法律の目的にそぐわない。現行どおり生活環境の保全の観点で取り扱うべきであり、「死」に対し様々な考え方がある中、理念により規制されるものではないと考える。</p> <p>動物の死体火葬・埋葬については、現在、生活環境保全の担当課が主管しており、動物愛護担当課が取り組むにあたり、整合性を含めて慎重な検討が必要である。</p> <p>動物愛護管理法は生きている動物が対象の法であるとするため。</p> <p>「動物愛護管理法」の趣旨になじまないため。</p> <p>個人の宗教に委ねられたり、自己の土地に埋葬する現状を考えると法で規制すべきではない。</p> <p>動物の死体は廃棄物処理法で一般廃棄物であることが示されており、動愛法で一律の規制を設けるのは困難。</p> <p>死体処理の方法については、他法令の規制との兼ね合いが大きく、動愛法による規制が加わった場合、指導が困難。</p> <p>飼い主不明の動物の死体をはじめ、動物の死体は一般廃棄物として処分されている場合も多いことから、廃棄物処理法との区別が困難であるため。</p> <p>他の法令も関係することから、業務の重複が考えられ、統一的な業務区分の整理ができていない状態で、動物取扱業に追加するのは難しいから。</p> <p>業種追加によって業務量が増大した場合、現在の人員体制では、監視体制を構築することが難しいから。</p> <p>現行の業種とは異なり、他法令(悪臭防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃掃法等)との整合性を考慮する必要があり、現行の業種に追加といった単純なものではないため。</p> <p>本市では環境保全の観点から条例で規制しているため。</p>
動物の死体火葬・埋葬業者の規制は、動物愛護管理法以外の法規制で行うべきである。	<p>動物愛護管理法は、生きている動物に適用され、動物の死体は同法の目的と不一致。</p> <p>動物の死体の取扱いは動物愛護の範囲外であり、動愛法の趣旨にそぐわない。</p> <p>環境省所管の廃掃法や土壌汚染防止法など他法令にて規制すべきと考える。</p> <p>動物の死体火葬・埋葬業者に関する事項は、既に環境問題として条例を制定し規制している自治体もある。規制に当たっては、関係法令との整合性を図る必要があるが、現状の議論では、追加の意図(何を規制するべきか)が不明確であり、動愛法での規制の必要性はない。</p> <p>動物の死体の取扱いについて、同じ対象物であるにも関わらず、飼い主から依頼のあった死体だけを規定し、それ以外の死体の扱いを規定しないのは、動物愛護に係る基本的態度や法の趣旨にそぐわない。動物葬祭業における動物の死体の取り扱い、業者と依頼者との請負契約の問題であり、他法令で対応できる。</p> <p>火葬に伴う大気汚染等の問題を含むことから、他法令・新法で対応した方がよい。</p>
動物の死体火葬・埋葬業者も動物取扱業に追加すべきである。	<p>法第1条の生命尊重の理念に基づき、動物の葬送も尊厳をもって扱うべきである。</p> <p>ペットを慰霊する飼い主のことを考慮すれば、動物の火葬、埋葬業について、追加業種とすべきである。さらに、悪臭、騒音および焼却炉の規制等については、環境省の所管であるため、併せて、法整備を図る必要があると考える。</p>
動物取扱業の業種が追加され、対象業種や対象動物種が拡大された場合、自治体業務の負担が増大することが考えられます。人員や予算等の必要な体制を整備するには、猶予期間や補助金等に配慮をお願いしたい。また、動物の死体火葬・埋葬業者の業種追加については、動物の愛護及び管理に関する法律の制定の目的と異なると考えられ、動物の死体に関しては廃棄物処理法や化製場法により規制されているところであることから、これらの規制との整合性を踏まえた検討が必要になると考えます。	<p>法令改正により、動物取扱業の業種追加による対象業種及び対象動物種が拡大する場合、監視体制の整備に人員及び財政措置を図る必要があるため。</p>

現在小委員会で議論されている目的は葬儀を依頼された方の「踏みにじられた気持ち」という人の気持ちの問題であり、動物の愛護及び管理とは異質のものである。このような視点で規制するのであれば業者対消費者の観点から消費者基本法や消費者契約法で規制すべきと考える。

仮に動物取扱業として動物愛護管理法で規制をすることなら、同法第36条に規定されている犬、ねこ等の死体の収容と同様の目的(動物の死体に対する畏敬の念?)とすべきである。しかし、そのような目的(愛護の気持ち、理念)を達成させるための施設基準(待合室、炉、埋葬地等)や飼養保管基準に相当する死体の取扱い、搬送方法を定めること等は、動愛法が規制する内容として馴染まないのではないと思われる。

一方、動物の死体火葬、埋葬業者の強引な出店や車に焼却炉を積んで飼育者宅前(住宅地内)で焼却する行為が社会的に問題となっており、市町村によっては、条例により独自に規制している現状がある。

また、これらの焼却施設は拌みの対象として廃掃法の適用除外となっており、焼却炉の排ガス対策(粉塵、ダイオキシン対策等)がなされていない。動物取扱業として登録(届出)等の行為をさせることは、このような問題のある動物霊園業者の行為を認めることになりかねず、市町村の反発が予想される。

さらに、いくら家族の一員、伴侶とはいっても、動物を人と同じ扱いとすることを是としているのは、動物の飼い主である。しかし動物を飼っていない方にとっては、このようなことを国が推進すること自体に違和感を抱くと考えられる。

したがって、以上のことを鑑みると、動物の死体火葬、埋葬業者の規制をするのであれば、まず衛生、環境法規で立地周辺の環境の保持を確保することが最優先である。そのうえで必要とあれば、動物を飼っていない方々が違和感を抱かないかたちで動物愛護管理法での規制を考えるべきである。

②両生類・魚類販売業者	
<p>両生類・魚類販売業者を動物取扱業に含めるべきではない。</p>	<p>遺棄等に係る生物多様性に関する問題は、動愛法ではなく、外来生物法で規制すべきと考えます。飼えなくなった観賞魚を河川等に放流することで、生態系が損なわれる恐れがあり、それを規制することは外来生物法等の関係法令で規制されるべきであると考えます。魚類の場合、動愛法の改正の際に対象外になったという経緯もあり、何を持って虐待なのかその定義もあいまいであるので、動愛法に追加した場合、現場での運用が非常に困難になるため。</p> <p>新たに規制対象となる業者が多数あり、行政負担が増えるから。</p> <p>両生類・魚類に係る対応については、動物愛護ではなく、生態系への影響を考慮すべきものであり、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律の趣旨も踏まえて検討すべきである。</p> <p>生物多様性保全や遺棄による生態系への影響から規制するのであれば、環境省所管の他法令で規制すべき。</p> <p>動物愛護管理法の目的の域を出て幅が広くなりすぎるから。</p> <p>生物多様性と動物愛護は異なる。</p> <p>現状で苦情がない。</p> <p>監視は困難。</p> <p>現在のところ、ほとんど苦情やトラブルがないため。</p> <p>実状にあった意見である。</p> <p>生物多様性の問題を取り扱うのは法の主旨そぐわない。実効的な監視を行うにあたって必要とされる専門的知識が、現行の監視員では満たせない。</p> <p>当該業者における課題として挙げられた遺棄による生態系への影響等については、動愛法とは目的を異にしており、他法で規制すべき内容である。</p> <p>動愛法の規制対象とした場合、両生類、魚類販売(金魚すくいなどの移動販売者も含む)の実態が不明であり、業態も多岐に及ぶため、対象業者の把握は困難である。</p> <p>対象業者は相当数になることが予想され、監視体制の確立には、人員、予算の確保が必要となる。</p> <p>当県においては、両者の問題の発生はなく、外来生物の遺棄による生態系への影響については、他法で取り締まるべき。</p> <p>水棲動物に係る具体的な飼育環境等の指導が困難である。</p> <p>ペットショップ等における両生類・魚類の取扱等に係る苦情・相談が極めて少ない。</p> <p>原稿の対象動物に掛かる課が未解決の現状から、その啓発指導に傾注すべき。</p> <p>生物多様性保存と動愛法ではそもそも概念が違うため、それを理由としては規制すべきではない。</p> <p>法令を所管する部署での啓発活動が必要と考えるため。</p> <p>行政に対して、苦情やトラブルはほとんどなく、遺棄防止などは飼い主責任の徹底で推進すべき。</p> <p>水生生物であり、行政側への苦情やトラブルなどの情報がなく、安価なものが多く、個人の趣味と業の区分が不明瞭なため。</p>
<p>「国民感情を考慮すると」が指す内容が判然としない。より具体的な表現にしてはどうか。</p> <p>現在対象となっている動物種については、法第44条で「愛護動物」として位置づけられている。</p> <p>ほ乳類、鳥類、は虫類に関しては、飼養・保管の方法が不適切であり、虐待の可能性のある場合は、法第23条の措置命令を行い、それに違反した場合は法第46条により罰則を適用し、さらに第44条を根拠に虐待として罰則も適用できる。</p> <p>しかし、魚類や両生類に関しては、愛護動物ではないため、法第46条の措置命令違反のみの対応となり、動物種による不公平性がでる。</p> <p>逆に、両生類や魚類を愛護動物と位置づけることは、①飼育方法、生態(寿命、採食回数等)が解明されていないものがあり、学術的な根拠の無い飼育者の経験則が多いこと、②僅かな水温、pHの変化等目に見えない水質の影響により死亡する場合があること、③哺乳類と違い多産多死という生物学的戦略の動物であること、④金魚等の品種改良など選抜淘汰が日常的に行なわれていることにより、現在愛護動物に指定されている哺乳類、鳥類、爬虫類と同様に適正な飼養、保管方法を定めることは非常に困難である。以上のことより現時点で両生類、魚類販売業を登録の対象とすることは適切ではないと考える。</p>	<p>含めないのが当然とする風潮があるという根拠が見当たらない。</p>
<p>「苦情やトラブルがほとんどない」という表現は極端である。</p>	<p>外来種を中心として、飼い主の飼養放棄が社会問題となって久しい。それらを軽視している印象を受ける。</p>



③老犬・老猫ホーム	
業種登録が必要と考える。	業態の把握ができない、実態がみえないおよび立入権限等がないため。 所管する法令がないため。
老犬・老猫ホームの適正化は図られるべきである。	所有権の所在の違いはあるが、多頭飼育や適正飼養等の観点から、保管業と同等かそれ以上の規制が必要と思われるため。
老犬・老ねこホームについては、多頭飼育者として規制すべきではないか。	多頭飼育と同様の扱いが望まれる。 届出制度による施設把握。
老犬、老猫ホームを動物引取業等の名称に変えてほしい。	所有権を移した時点で多頭飼育者であり、現行法での指導等ができるため取扱業は不必要。 老犬、老猫の定義があいまいであり、また飼い主が飼えなくなった犬、ねこや飼い主がいない動物を保護した人から有料で引き取る場合があるため
老犬・老猫ホームは保管業に含めるべき。	期間の長短に関わらず、飼育者が保管に関する経費を支払うのであれば、保管業で対応すべきと考える。
対象業種の定義が明確でなく、現段階での新たな業種追加は時期尚早と考える。	所有権の移転については確認が困難だが、そこには一時的・継続的に金銭の授受が発生するため、どちらも網羅できる業種(業態)の追加、または保管業の定義の変更が必要と考える。 老犬・老猫ホームについては、現在、対象動物等を限定せず、「動物を譲り受けて飼養する事業者」として政省令等改正案による業種追加の概要が公表され、パブリックコメントに付されている。 対象業者の定義について明確にされていないため、規制の内容等の判断は難しいが、行政が行う引取り業務との整合性を図る必要がある。また、新たな業種として定義することで、安易な飼養放棄を助長することのないよう、業者の定義、遵守規準等含め、業種追加に当たっては、慎重に検討すべきと考える。
老犬老猫の定義の明確化が必要である。 動物取扱業の業種に加えることには、十分な検討が必要である。	預かり動物の返却等に係るトラブルの問題は、契約上の問題であり、本法によるところではない。 何をもって「古い」とするのか、明確な定義が必要と考える。 また、この業種を加えることは、多頭飼育者に「登録」というお墨付きを与えることにならないか。業者によっては、預かった動物をすぐに処分するなど、悪質な業が為されることも懸念される。
動物愛護管理法に入れるべきでない。	飼い主による終生飼養が基本である。動物取扱業とするならば、終生飼養の否定につながるおそれがある。
所有権がどこにあるかによって整理すべきと考える。仮に、所有権の移転がなく単に預かりだけを行っているのであれば、「ペットホテル」のような保管業として対応すればよく、所有権の移転があり、最後まで面倒をみる状況であれば、業としてではなく「一般の動物飼養者」として対応すればよい。	
④動物の愛護を目的とする団体	
動物愛護を目的とする団体については、行政が指導等に活用できるガイドラインを示すべき。	善意の行為とは言うものの、動物愛護団体への対応には苦慮する事例もあり、何らかの規制は必要と考えるが、業種として追加することには違和感があるため。
業種追加ではなく、動物取扱業(保管、訓練等)に準ずる規制として、届出制等が必要と思われるが、一般家庭での一時預かり等も含まれるため、対象を限定するなど、規制の導入は慎重に対応すべき。	公益性の観点から、従来の業の定義になじまないと考えられる。規制の対象、具体的な規制内容が明確となっていないため、現時点では、自治体の行うべき監視指導の内容が判断しがたい。動物の適正飼養に係る問題については、現状でも本法により対応できる。 業種追加に当たっては、慎重に検討すべきと考える。 届出制度による施設の把握。
動物愛護団体の資格的な基準等を望む。また、引取り後の措置を明確にすること。 愛護団体等より、飼養頭数、飼養場所等を報告させてはどうか。	動物愛護団体の定義が明確に行われていないことや公益性等の指標が明確でないため。
まずは、動物愛護団体とは何かと定義した上で検討すべきではないか。	様々な形態の団体があり、自治体では、その実態をつかむのが困難な状況であるため、何を以て動物愛護団体とするのかを示す必要があるのではないかと考える。
金銭の授受がある場合、それをもって直ちに業と考えるかは問題があるとしても、所有権の移転がなく単に預かりだけを行っているのであれば、「ペットホテル」のような保管業として対応すればよい。所有権の移転があり、最後まで面倒を見る場合や譲渡する場合は、業としてではなく「一般の動物飼養者」として対応すればよい。 現状のままでよい。	
動物愛護団体を登録業として追加する必要はない。	ボランティア団体として活動しているものは業としてなじまないため。 すでに販売業保管業の登録がされている団体もあるため特に追加する必要はない。

⑤教育・公益目的の団体	
教育機関における動物の取扱いについては文科省等が検討すべき。	動愛法による取扱業とは趣旨が異なるため。
「教育・公益目的の団体に何らかの形で法の枠組みにいれること」は、必ずしも必要ないと考える。	文部科学省においてガイドライン示すことで一定の効果が期待できる及び自治体への業務実施体制への支援措置がなければ実効性のあるものにはならないと考えるため。
文部科学省による自主規制・自主管理の対象とすべき。	営利性はなく、業の定義になじまない。現状として、近隣獣医師との連携により、対応できている事例が多い(自治体、学校によっては、「学校獣医師」制度が導入されている事例あり。)
教育・公益目的の団体は、動物取扱業に追加はすべきでない。	教育機関は業としてなじまないため。
家庭動物の飼養及び保管に関する基準により指導が可能。	目的が教育と愛玩では異なる。
賛成である。	ガイドライン程度の規制で良い。
	法に基づき、動物愛護管理に関する授業を設けるべきと考える。
(9) 関連法令違反時の扱い	
関係法令を含めることについて、賛成である。	環境省関係、特に動物関係行政の連携が必要なため。
関連法令違反時の扱いは厳格にすべきと考える。	規制の方策については要検討
動物の取扱いに関連する法令に、各自治体の動物愛護(畜犬)条例も含むよう規定されたい。	動物取扱業者が犬を放し飼いにしているとの苦情もある。犬の係留義務、咬傷事故届出、これらに係る命令・罰則は、各自治体が条例で規定しているため。
化製場法や建築基準法など他法令違反に係る事前協議制度など、法令間の連携に関する概念を整理すべきである。	縦割り行政の弊害を無くす必要があるため。
重要な関係法令である狂犬病予防法等の違反について、拒否条件として整備が望まれる。	例えば、動物愛護管理所管部署においては、狂犬病予防法も所管しており、指導の整合性を図るため。
動物取扱業の「欠格事由を厳格にする」とある意見のとおりだが、対象となる法令を規定する場合、自治体の意見を聞くようお願いする。	現時点では、明確になっていないため。
行政指導等を含む行政処分による事態の改善が望めるような運用の整備のために、明確な判断基準の提示が必要である。	行政処分後の動物の取扱いについて、受け皿となる体制の整備がないままでは、実効性が伴わない規制となる可能性が高い。不適正な飼養実態等自体の改善が望めるよう、各自治体による判断基準を統一する必要があるため。
明確な判断基準を提示すること。	
関係法令違反時の登録拒否については事実確認が困難なため、その確認をできるシステム作りが必要。	各自治体、検察庁等への照会を要するのか、国でブラックリストの様なものを作成するのか、条項を追加する前にその方法について議論すべき。
関連法令違反時の登録拒否導入について、慎重に取り扱われたい	他法令による違反内容が規制内容に組み込めるのかどうか、他事考慮の観点から再確認されたい。またその確認方法について、本人の申告に頼る以外、動物愛護管理法違反の確認ですら困難ななか、関連法令違反の確認は司法機関等との協力なしに実施することが出来ないと考える。
他法令に違反して動物取扱業を営めば、その法令違反で告発等を行えばよい。仮に動物取扱業の登録を受けたとしても実質上は営業ができなくなるので、登録条件に入れる必要はない。地域でのトラブル(建設反対等)を動物愛護法で解決する必要はないと考える。	
(10) 登録取消の運用の強化	
取消後の動物の処遇について検討すべき。	取消処分後もその動物の譲渡等は取消を受けた業者が責任を負うものとして明示すべき。それがされない場合の罰則も必要。
登録取消の運用強化は必要。	業を取り消したあと、多数の動物が残されるが、それを全て行政が収容するのか。それができない場合はどうするのか。
法改正ではなく、登録の取消・停止に関する指針を示すべき	取消時の飼養動物の取扱の運用も考えるべきである。
現状の規定で十分である。各種法令をみても、拒否、取消に関する規定は同じようなものであり、強化をするかどうかは各自治体の対応に委ねられるものである。後は各自治体における対応に差が出ないよう、登録拒否、取消を行った事例を積み上げ、ガイドライン等を作成することで足りると考えている。	法改正ではなく、国が取消、停止を行うためのガイドライン的な指針を示すべき。

(11) 業種の適用除外(動物園・水族館)	
日本動物園水族館協会に属する施設は登録対象外にすべきである。	協会の独自の規定により管理しており、また動物種も特殊なものが多いため、行政側からの指導が困難であるため。 日本動物園水族館協会に所属している施設は除外すべき。
業種の適応除外(動物園・水族館)における「適用除外を行うのは困難である。」、日本動物園水族館協会の加盟園館のように一定の規定を設けている場合は、立入権限は保持するものの緩和措置を講じて支障がないと考える。 適用除外の条件を明確に示されたい。	自主管理が行なわれ、一定の効果が見込まれると考えるため。 各自治体による判断基準を統一する必要があるため。
動物園、水族館の適用除外はすべきでない。	問題がある施設が散見されるような状態では、緩和すべきでない。 その他の事業者との違いを明確にするのは困難であり、小委員会の報告書案のとおりである。
(12) 動物取扱責任者研修の緩和(回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討)	
動物取扱業には自治体による立入が行われており、その際に業態に応じて最新情報の提供が行われているので、研修会については回数や時間など自治体が柔軟に対応できるようにしていただきたい。	現在の研修は画一的な内容となっており、受講者から改善を求める声が上がっている。 新規業者に対しては法の根本的な部分の話も必要と思われるが、2年目、3年目と同じ内容を聞くのは有効であるとは思えないため。 販売業等の業種や業で取り扱う動物種も様々であり、又、動物取扱責任者の資格要件にも実務経験者や多くの資格等が存在することから、現在の一律の研修実施の実効性に疑問がある。 なお、研修実施の細分化は、今以上に研修会を実施する行政の負担が増すと思われる。
研修の回数等について、対象者により変更できるなど、柔軟に対応できるよう受講回数緩和を希望する。 (新規登録施設や苦情の対象施設の責任者を対象に随時(時間短縮)又は毎年実施する。問題のない通常の施設の責任者は、毎年1回ではなく隔年や3年に一度の開催にし、法改正があった年は責任者全員を対象に実施する、など)	研修の委託については、法案の検討過程において、立法関係者の間で「委託は好ましくないこと」という確認がなされたことと環境省のよくある質問と回答に示されていることから、外部講師を入れず、職員のみで対応しているが、法律の改正もないため、受講が義務になっているにもかかわらず内容が毎年ほぼ同じであると受講者から大変不評である。県独自で、関係法令等を収めた責任者必携も作成しているため、法改正等がある年を除き、最初の受講後、1、2年後でも必要ときに必携を見ることなどで問題のない通常の施設の責任者は対応可能であると考えられる。
細分化や業種別であれば、より専門性のある研修が必要なため専門分野の企業等に委託する形での認定研修を行ってほしい	細分化、業種別では業務負担が増えるものと思われる
「研修の回数の緩和にあたり、研修内容と業種ごとに細分化する等の代替措置が必要と考える」については、国において、法律に基づく研修会を行う団体を認定し、実施するようお願いする。 全国数箇所で行う環境省主催の研修が必要	研修会の開催を各自治体の事務としているが、自治体への業務実施体制への支援措置がなければ実施は困難であるため。 自治体で行う研修会を、すべての受講者に都合の良い日に設定することはできない 年1回の受講義務はよいが受講時間の指定は必要ないと思われる。研修内容の細分化にしても講師の手配、謝礼金の準備が困難。自治体の要望を受けて、国(小委員会など)が共通の研修資料を作成することはできないか。
研修の緩和および研修内容の共有化が望ましい。	動物取扱業は、販売、貸出し、展示等の業種の別のほか、取扱動物による業態のバリエーションが多く、業種別研修への対応は自治体の負担が大きい。 なお、東京都は5000件以上という全国一の件数の取扱業者を所管しており、業種別研修の実施については、回数の増大など、現在の体制では対応が困難である。
研修内容の業種ごとの細分化については、全国で統一の実施が必要であるため、国で対象業種、内容について例示されたい。	法に規定する研修会であり、全国での整合性を図るためにも、国が資料を作成してほしい。また、配付は毎年実施されるべきであり、業種ごとの研修が必要ならば、それに応じたものをお願いしたい。
実質的に意義のあるものにするための研修内容については、研修会用資料(冊子やDVD等)を国が作成して自治体に配付してほしい。	受講内容について殆どが毎回同じ内容となるため。 必修内容の選定とテキスト作成は、国で一括して行うことが合理的であるため。 なお、「回数緩和」に対し、「研修内容の業種ごとの細分化」が代替措置となる理由を説明願う。
研修の回数については緩和すべき。 必修内容について国がテキストを作成すべき。	
研修を①犬・ねこ②小動物・鳥類③は虫類に分け、取扱動物ごとに3年に1回に緩和すべき	①～③を同時に取扱っている業者は、必要な研修を受講すれば質を担保できる。
	他法令の規定する講習と比較しても、長時間かつ頻度が多い講習であり、講習を実施する職員及び受講者から負担である旨の意見が多数あり、必要性及び実効性に疑問を感じる。 2～3年に1回の研修でも質を担保できる。業者と自治体の負担が大きすぎる。 日本動物園水族館協会に所属している施設職員、動物病院の獣医師等は一度のみの研修でよいと考える。

動物取扱責任者研修については、講習時間、実施回数等の見直しが必要。	<p>年1回の研修は業者のみならず、主催者の負担も非常に大きい。さらに、業種等による研修の細分化は、事務量の大幅な増加を招く。</p> <p>当該研修に係る業務量が多く、また、研修の手数料について受講者の負担が大きい。新規登録時及び更新時の研修受講を義務付けるべきである。</p> <p>経営者（＝動物取扱責任者）のみで動物と施設の管理をしている業者も多く、会場までの往復時間も含めると研修のため、一日施設を不在にすることになり、動物の適正管理ができなくなるなどの問題が生じているため。</p> <p>すべての動物取扱業種や業者を一律に取り扱うには無理があるから。</p> <p>動物園等専門的知識を持ったもの以外についても受講回数及び研修内容を緩和しても差し支えないと考えるため。</p> <p>登録更新時の研修実施で良い。</p> <p>年1回の研修は、動物取扱責任者、自治体ともに負担が大きいため。毎年同じような内容とならざるを得ない。</p> <p>個々の事業者においては、営業形態は毎年、さほど変わるものではなく、同事業者（責任者）に同様の研修を毎年受講させることは負担が大きいため。</p> <p>研修3時間で規定するより、内容で規定するべき。時間で規定する根拠が不明である。取扱業で取り扱う動物も犬、ねこのみならず、鳥類、爬虫類等もあるため、研修会資料を国で作成し、内容を一元化すべき。</p> <p>取扱業者が多いため、研修会準備から実施にいたるまでの自治体負担がかなり大きい。更新時受講とする等の緩和を望む。</p> <p>法を見直すにあたっては、従前の法が適当であることを前提とする必要はなく（この前提のため代替措置が必要となるのではない）、法施行から5年経過し、再検討した結果、毎年の研修は過度な規制との結論付けをしてもよいのではないかと考える。研修は、業者への規制であるため、法を適正に遂行するための必要最低限であるべきと考える。</p> <p>現行でもかなりの自治体の負担となっているが、業種ごとに研修会となると、さらに負担が大きくなるため。</p>
緩和に当たっては登録有効期限である5年に1回（更新時）の研修実施が理想的であると思われる。	<p>年度毎に1業種（更に業種が増える場合は類似した業種）程度を研修対象とするなど、細分化され内容の充実した研修が実現可能となるため。</p> <p>小規模事業者の中には事業者自身が責任者を兼ねている場合も多く、研修に参加するために休業しなければならないケースが見受けられ、負担が大きい。また、登録業種の増加により自治体の負担も大きいことから、受講義務を年1回にするのではなく、登録期間に1回とするなどの緩和が適当と考える。</p>
研修内容を業種ごとに細分化すべきではない。	<p>研修内容を業種ごとに細分化することは、複数種別登録してある事業所は、その種別数分研修を受けなくてはならない。</p> <p>また、その研修を開催する自治体にも相当負担を強いることになり、他の業務への影響が大きい。</p> <p>1つの施設が複数の業種登録を行っている場合は、緩和措置の効果がなく、研修会を主催する自治体の負担も増加する。</p> <p>また、現行法では自治体が研修会を開催することとしているが、自治体の負担が大きい。</p> <p>受講した者とそうでないものとの間に不公平が生じるため。</p>
<p>研修内容を業種毎に細分化する等の代替措置による研修回数の緩和は、適当ではない。</p> <p>緩和を行う場合は、講習会の実施主体を自治体だけではなく、例えば環境省が指定した団体等も行うことができるようにすることとする方が適当である。</p> <p>研修を受講しなかった場合、その対処について、明確化すべきと考える。罰則も視野にいれて欲しい</p> <p>毎年3時間の研修は不要と考える。また、博物館のように専門職員が配置されているかどうかによって研修の頻度の差別化を行う必要はない。</p>	
(13) 販売時説明義務の緩和(犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討)	
「販売時の説明義務は重要であり、緩和することは適当でない」とある意見のとおり	<p>販売者の説明義務は、狂犬病予防注射義務、犬の糞害防止、不妊去勢、放し飼い禁止などに対する措置として重要であるため。</p> <p>適正に飼養できない可能性が高い。</p>
<p>説明義務は緩和すべきではないが、業界団体等の協力を得て、説明マニュアルを作成する等の対応が望ましい。</p> <p>業界等で、販売時の説明パンフレット等を作成し、自主的な取組を促して欲しい。</p>	<p>小規模店舗などでは説明書類を作成すること自体が大きな負担であり、実施できていないのが実情であるから。</p> <p>必要最低限の説明等の例示（リーフレット等）すべきと考えるため。</p>
野性鳥類等の販売は鳥獣保護法において規制すべき。	<p>最近、鳥獣保護法違反による業者の摘発が多く発生している。罰則等など鳥獣保護法は厳しいので、動愛法が中途半端に関与する必要はないと考える。</p>

(14) 許可制の検討(登録制から許可制に強化する必要性の検討)	
許可制の検討は不要。 現時点での登録制から許可制への強化の必要はない。 登録の意味合いには、2通りがあると考えている。 1つ目は、「選挙人名簿への登録」のように、それ自身が行政庁の意思表示ではない(準法律行為的行政行為)が、選挙権を行使するための要件となっているため、登録によって選挙権行使の法的効果が発生するものと、2つ目として、法令等により課されている一般禁止事項を特定の場合解除する(いわゆる許可、法律行為的行政行為)ものがある。 動物愛護管理法第12条の規定を見ると、登録を拒否する理由として飼養保管基準や施設基準のことが触れられており、単に選挙人名簿への登録のような準法律行為的行政行為とは言い難いと思う。 その意味から、動物取扱業の登録制度が後者(許可と同等の法律行為的行政行為)の意味合いであるならば、あえて許可制にする必要性はないと考える。 許可制への検討はすべきである。	登録制を許可制にしたところで、動物愛護及び管理の向上に寄与するとは考えにくい。ため、業界の育成段階にあり、改正後5年での許可制への強化はそぐわない。  (意見なし)
その他	
両論併記の部分が多々あり、それらへの具体的な意見は差し控えますが、規制強化は各自治体の業務に大きな影響を与える可能性があるため、各自治体の現状を考慮するべきであると考えます。	各自治体は、限られた予算・人員で業務を行っており、規制強化に対応できる体制が整わないまま法改正等が行われれば、全く実効性の伴わないものになってしまう恐れがある。また、地域による格差が増大する可能性もある。
化製場法との整合を図られたい。	地域によっては、化製場法の規定による動物飼養収容許可を要する。
動物取扱業の対象業種の拡大については難しい。	監視体制の整備(人員、予算、監視内容の確立等)を行うため、財政措置等の国の支援が必要である。

動物愛護管理のあり方について(案)にかかる自治体の意見の概要

意見	理由
1. 虐待の防止(1) 行政による保護等	
警察との連携については、推進していく必要があると考えるが、さらなる協力体制の構築が必要。	警察の協力が得られない場合もあるから。 より迅速な対応が可能になるため。
警察の役割について、具体的に明文化してほしい。	現状では保健所から連絡しても警察が動いてくれないことがあるため。
自治体における動物愛護管理担当部局と警察間の連携強化について、環境省から警察庁に再度、遺棄・虐待の定義を通達し、動物愛護担当部局への協力を依頼すべき。	動物愛護管理担当部局から警察に対し、遺棄や虐待事例の相談を行っても「事件性がない」との理由により、対応を拒否されることが多いため。 警察と連携を図るには、警察庁から具体的な規定が、地方の警察へ示されないとう有効な連携とはならないため。 警察に動物事例に関する相談を行っても連携して対応することが少なく、警察の当事者意識の薄さを感じられる。
虐待の定義を明確にすること。	何をもちて虐待と見るのか、定義が必要と考える。現状ではこれが不明確であるため、飼い主への指導に苦慮している。 警察との連携を図る上では、虐待行為の具体的定義が法で規定されることが必要である。 虐待にしても動物取扱業にしても、判断基準となるものが少なく、運用しづらい。
行政による保護等について規定を設けるのであれば、虐待を定義する詳細な判断基準を設けるべきではないか。	環境省から動物虐待についての事例集は出ているが、ほんの一例であるため、保護が適当と認める為の判断基準、保護期間、保護命令の手続き等、詳細な規定が必要ではないか。
行政での一時保護は、困難	動物の所有権の問題、収容施設の問題もあり、行政での一時保護は困難 保護した動物の保管、管理の体制を十分に整える必要があるが、財政上困難であるため。 保護収容施設整備について議論がなされていないなか、適用は時期尚早。飼育者の行為に対し、公権力が介入するのは問題と考える。 行政の保護施設について、狂犬病予防法による抑留、動愛法・条例による保護収容動物に加え、これらの譲渡のための収容を行っているため、緊急的保護に対応するためには、拡充も含めた施設の確保が必要となる。実施に当たっては、国による財政措置等の支援策が必要である。 当県には保護できる施設がないため 当県では収容された動物のほか、譲渡動物の管理も行っており、ハード及びソフトの面でも一時預かりを行う余裕がない。 一時的とはどの程度の期間か。元の飼い主に返せる見込みがない場合はどうするのか。虐待が多頭飼育者であれば、さらに自治体の負担が大きくなる。現状では自治体が保護することは極めて困難と考える。 行政は飼い主の後始末をする機関ではない。 保護動物の期間が長期に渡った場合、業務に支障が出る。
自治体が緊急時に動物の一時保護を行うことについて規定する場合は、各自治体の保管施設の状況等を勘案すべき。	緊急時に保護を行った動物の保管期間は長期間に渡る可能性が高いため、保管するための施設整備等の費用についても検討が必要となるため。
動物の一時保護を可能とする規定について、行政が対応できない事態もありうることに配慮いただきたい。	虐待の対象が複数頭や特定動物の場合、保護が長期に及ぶ場合もあり、既存施設での対応が困難なことも想定されるため。
自治体が動物の一時保護を可能とする規定を設けるに当たっては、受入体制の整備に係る財政的な支援を行う必要がある。	一時保護に対応するため、自治体側において施設・予算を確保する必要がある。 また、保護した動物の返還手続、所有者から引取りを求められていない動物の取扱い等についても整理する必要がある。
緊急保護の定義だけでなく、保護中の管理・委託、所有者への返還又は新たな飼い主への譲渡まで検討すべき。	緊急保護した以上、その後の措置まで必要となるため。
虐待の定義が明確でなく、また、基本的人権の制限に係る飼育禁止命令等について、法令で規定することは、現段階では時期尚早と考える。	飼育禁止命令等の基本的人権の制限に関して国民的合意を得るためにも慎重な対応が必要と考える。
本市では、毎年5月頃、管轄警察署(3カ所)に出向いて、事例集を配布し、協力をお願いしている。事例集を有効に活用する上、対応事例を明示していく必要があると考える。	客観的な指標が必要と考えるため。
法整備の必要があると考える。	
飼養者のプライバシーや所有権の問題の解決が先ではないか。	後で保護した動物の所有権を主張し返還を求められるケースがあるため
動物の飼養者への立ち入り権限もないまま、行政だけで虐待事例に対応するのは困難である。	虐待の定義が明確になったとしても、他人の所有物に対して強行的な措置がとれるのか疑問。

児童虐待でもあるように、虐待の定義が明確ではない状況から、行政が動物を一時保管することや飼育禁止命令をかけることは困難であると考え。(動物飼養の自由の侵害、所有権の侵害の問題がある。)	
「自治体における動物愛護管理担当部局」ではなく、「国」により調整を一元化すべきではないか。	遺失物法の改正時においても、環境省と警察庁による事前の調整がなされなかったことで混乱が生じたが、警察との連携を強化するのであれば、警察庁から都道府県警察本部を通じ各警察署まで、動物虐待事例に関する取扱いについて、ガイドライン等により示されなければ、全国一律の対応が図れず、結果として現状は変わらないものとする。(地方警察署においては、動物に係ることは全て保健所業務であるとの意識が依然として強い。) 自治体による公権力介入については、慎重にならざるを得ないのが現状であり、判断基準を明確にし警察と連携して対応するのが現実的であるため。
虐待の防止に係る行政による保護等については、緊急時に動物の一時保護を可能とする規定を設けるならば、虐待か否かの判断基準を明確にすべき。	
個人の飼養者に対し、行政が公権力を行使することは難しいのではないか。	飼いは飼主により様々で、虐待かどうか、行政が判断する基準が明確でないため。
1(2)取締りの強化及び罰則規定の見直し	
虐待の定義、罰則の適用又は運用基準について示すこととあわせ、動物の緊急的な保護などの体制整備が必要である。	虐待の定義は困難であり、罰則の具体的な運用基準を整備しないままでは、取締り、罰則の強化を図っても、実効性のないものになってしまう。
取締りは強化すべきであるが、司法警察権は持たせるべきでない。	警察との連携で十分。 登録取消事例が数件しかない現状では、環境省の職員が司法警察権を有する程度で良い。
現在の規定で十分であるが、警察署によっては起訴しない例もみられることから、環境省と警察庁との間で自治体等からの告発に対して積極的に起訴するよう申し入れを行うことが必要。	
警察官の動物愛護管理部署への職員派遣などの連携強化が必要。	自治体職員に司法警察権が付与されたとしても、技術的・業務量的にも権限行使が困難なため。
虐待の防止における取締りの強化等で「警察との連携等により対応すべきとの意見が多かった」との意見に対し、実行性を高めるためには、国の機関も連携をした上で、明確な定義と具体的手段の規定を示すようお願いする。	警察と連携を図るには、警察庁から具体的な規定が、地方の警察へ示されないと有効な連携とはならないため。
委員会の報告書案のとおり虐待かどうかの判断するのが困難である。	虐待の定義の具体化について事案を積み重ね、指針等を示す必要がある。
1(3)闘犬等	
闘犬等伝統・文化行事を禁止すべきではない。	社会的に容認されている行事を、1法律で裁くものではない。 但し、動物愛護の理念は理解してもらう必要はある。
闘犬等の監視・指導について、関係機関と十分に調整されたい	動物愛護の観点から、闘犬等の規制は理解できるが、公序良俗の点で判断すべき問題もあり、主催団体の把握を含め、まず規制の前に関係機関と十分に協議すべきものとする。
伝統文化、食文化の中には虐待と思われるような行為が存在する。これらを虐待と定義してしまうことは、文化の衰退にも繋がることから慎重に議論すべきである。	
指針を出し、業界、団体での自主規制が望ましい。	伝統文化としての社会的な位置づけが確立されているものがあるため。
基本的に禁止とすべき。規制する方向に賛成する。	動物を戦わせることに関しては全国民的合意は得られていないケースがほとんどと考えられるため(東京都は『公序良俗に反する』として禁止)。
『伝統行事』の定義づけが必要。それ以外のものは禁止する。	
国内で闘犬として飼育されていなくても、犬種によっては特定動物に入れるべき	咬傷事故が絶えないため

2. 多頭飼育の適正化	
<p>勧告・命令の発動要件を明確に示してほしい。</p>	<p>現在、勧告命令をどのような場合に発動すべきか苦慮しております。 事例があまりない状況なので、勧告等を出す判断材料が増えると運用しやすい。</p>
<p>多頭飼育の適正化で、「不適正な取扱いや虐待を防止することを目的として勧告や措置命令をより発動させやすくするよう検討すべき」とある意見については、原因を分析して勧告するなどの措置を十分に検討するべきと考える。</p>	<p>多頭飼育に至った原因は、一様ではないと考えられるため。</p>
<p>飼育頭数・管理の状況など判断基準、規定がないため明確な指導に苦慮している。指標になる基準等の提示が必要である。</p>	<p>頭数だけでなく、飼養状態、周辺への影響など何をもって適正とらえるのか困難。 勧告、措置命令の必要性を判断する上で、客観的な基準は当然必要であるため。 特に、騒音、臭気については測定可能なため数値化すべきである。 多頭飼育の指導では、「犬の適正飼育」とともに「現場環境改善」が求められ、また周辺住民が早急に犬の頭数削減を訴えるケースが多い。 「一部の飼い主は勧告や措置命令に従わない」との記載もあるが、一部ではなくほとんどがこの状況と考える。 虐待の定義、飼い主への勧告等を発動しやすくすることと同時に、国における保護施設の確保も考えてはどうか。</p>
<p>多頭飼養者に対して、飼養禁止を含む飼養頭数や繁殖の制限を措置命令できる規定を設けるとともに命令違反の罰則強化を要望する。届出制度は多頭飼育の未然防止となっていない。実効性のある制度の検討を願う。</p>	<p>周辺住民の生活環境を保全するためには、飼養頭数を制限しない限り抜本的な解決が難しいため。</p>
<p>多頭飼育の適正化は図るべきである。</p> <p>多頭飼養における動物虐待、不適正な飼養問題があることは事実であるが、虐待の定義、適正飼養の定義（施設面積等）が明確ではない状況で、「不適切な取扱いや虐待を防止することを目的として勧告や命令を発動させる。」ことは、その勧告や命令が客観的なものでなければ処分に対する不服申立等にも繋がることから困難であると考えます。</p> <p>平成12年の法改正時に行われた「環境省動物保護審議会専門部会（動物愛護推進員・協議会活動等専門委員会）」においても多頭飼養の適正化に関する検討が行われたが、「不適切な取扱いや虐待を防止することを目的として勧告や命令を発動させる。」ことは困難であることから、衛生対策（環境省令で定める事態）に基づく勧告・命令となった経緯がある。</p> <p>また、部会では「多頭の定義」を議論したが、動物の種類、体格等により一律的に多頭の定義をすることは困難であることや、行政が状況に応じて法第25条を運用できるようにするためにはあえて定義を行わない方がよいことから「多頭の定義」を行わなかった経緯がある。</p> <p>多頭の定義は、今後の告発・命令事例を積み重ねて行くことにより、基準のようなものができていくとの考え方であった。</p>	<p>（規制の方策については要検討）</p>
<p>多頭飼育者の届出制を導入する場合は、既にある法律（化製場等に関する法律第9条）との整合をとる必要がある。</p>	<p>化製場等に関する法律第9条で、指定された区域内で政令等で定められた数以上に動物を飼養・収容する場合は、許可を受ける必要がある旨の規定がある。 二重規制になる場合もあるため。 地域によっては、化製場法の規定による動物飼養収容許可を要する。</p>
<p>化製場法との整合性を図ることが必要。また、一般飼養者であっても届出制度を設け、実態を把握すべき。また、犬だけでなく、猫やその他の動物についても検討が必要。</p>	<p>化製場法については、動物の健康保持のための飼養管理に関する観点はなく、公衆衛生についての規正であるが、動物愛護管理法で規正する場合は、生活環境についての規正も含まれることになることから、公衆衛生も含まれることになる。</p>
<p>一律の規制は難しいので、現行法と化製場法で対応することが適当と考える。</p>	<p>動物の種類、品種、地域等により状況が大きく異なるため。</p>
<p>多頭飼育による周辺生活環境への影響については、頭数の問題ではなく、適正飼養されているか否かの問題であり、一律の規制は難しい。 現段階では、現行法と化製場法による対応とすべきだが、既に多頭飼育による問題を抱えている事例については、動物の受け皿の確保が課題である。</p>	<p>動物の緊急的な保護などの体制を整備しないままでは、規制を設けても実効性のないものとなる。飼育禁止命令等の基本的な人権の制限に関して国民的合意を得るためにも慎重な対応が必要と考える。</p>
<p>動物の収容数を定め、一般家庭であっても、10頭以上を飼養する多頭飼育者として施設要件を備えた許可の対象とみるべきと考える。</p>	<p>化製場法では、犬の飼養、収容数は10頭以上の場合、許可が必要と定められているため。</p>



3. 自治体等の収容施設	
自治体等の収容施設に対する基準、指針等策定にあたっては、各自治体の意見を反映いただき、財政措置等も検討願いたい。	<p>現在、自治体が所有する施設では、できうる限り収容動物への配慮に努めながら飼養管理を実施している。</p> <p>国の補助金があれば、収容施設の改修工事の予算化が可能となる。</p> <p>基準に合う収容施設を整備するには、予算の確保が必要になるため。</p> <p>予算の確保に苦慮しているため。</p> <p>施設の改善が必要になる場合は、国の財政的な援助が必要。</p> <p>自治体に思想や理念を投げかけるだけでなく、国が自ら積極的に推進するため。</p>
収容施設の指針を作成するにあたり、一定の実効性を持たせる表現を要望する。	<p>自治体により、財政状況や動物の収容状況は異なるが、自治体の施設改善を促すためにもガイドラインが必要である。</p> <p>具体的な基準があれば、財政上予算がつけやすくなる。</p> <p>今後譲渡や適正飼養のを推進していくためには、施設のハード面を改善していく必要が当然あるが、厳しい財政状況の中、動物に関する事業は喫緊性を認められにくい。財政当局を動かす一材料となるようなものを望む。</p>
一部は必要。	<p>殺処分方法に関して新たな方法を取り入れるならば助成が必要。引取らないことができるという文言に関しては、動愛センターがあり、そのことに専任できる担当がいるならば可能だろうが、当県各保健所の窓口で引取りに関して長時間対応することは不可能。返還譲渡に関して方法手段を規定することには賛成。</p>
自治体が動物の飼養者等を指導するためには、自治体自らが適切な動物の飼養・保管を行わなければならない。そのためには、収容施設の規模や形状等の基準が必要と思われるが、動物にとって必要な施設面積等に関しては客観的な基準がなく、収容動物の体系、行動等にも差異があることから一律の基準作成は難しく、各自治体の判断に任せるべきである。	<p>予算規模、収容頭数等、自治体により差がみられる。</p>
収容施設の基準の制定については、各自治体が柔軟に対応できるものとしてされたい	<p>自治体によって財政事業が異なるため。</p> <p>収容施設基準が定められても、大規模な改修は難しい状態であるため。</p>
殺処分方法については、国が責任を持って、苦痛を与えない方法について研究すべきである。	<p>新たな苦痛を伴わない処分方法があるのであれば、国が主体的に研究し、その結果に基づいた処分方法を自治体に示すべきである。</p>
環境省が定める殺処分方法の指針改正時には、地方自治体からの意見聴取が必要。	<p>自治体ごとに既存の施設の状態や職員の状況等は異なる。財政的な面からも、地方自治体の意見聴取の上での指針改正が必要。</p>
適切な殺処分方法を例示すべきである。	<p>ガス処分の是非が明示されていないため。</p>
適切な殺処分の具体的な手法に係る基準について幅広い視野で検討すべき。	<p>施設の改修等が必要となることから補助金等の財政的支援について検討されるべきである。</p> <p>また、手法については動物愛護及び実施者の精神的、肉体的負担も考慮すべきである。</p>
所有者からの引取りについては、「特段の事情」で申請するはずなので、現行通りでよい。	<p>現状でも放棄理由には「特段の事情」を付して申請しているので。また放棄を拒否した場合、捨て犬、猫が増える恐れもある。</p>
民間団体との連携は自治体ごとに状況が異なり、一概に連携の推進は困難と思われる。	

<p>自治体による引き取りに関しては、法第35条の「……引き取らなければならない。」を「……引き取ることができる。」に改正するようこの意見があるが、行政が引き取りを行う際には、継続飼養の指導を行い、やむを得ない場合にのみ引き取りを実施していることから、いずれの表現であっても問題はないと思われる。</p> <p>しかし、行政が引き取りを拒否した場合、拒否された飼い主が全て継続飼養することが明かであるある場合は拒否することに問題はないが、拒否によって遺棄や他自治体への引き取り依頼(住所を偽って)を行うことが予想される場合には、行政責任として引き取りを拒否すべきではないと考える。したがって、「特段の事情がないと認められる等一定の場合には引き取らないことができるようにすべきである。」という意見に関しては、引き取らなかった後の問題(遺棄、他自治体への依頼、遺棄による野犬等の増加、野犬による人への侵害等)についての想定を全く考えておらず、住民の安全を守ることを優先にしなければならない自治体としては無責任な意見だと思われる。</p> <p>引き取り数を減少させようと思うのであれば、引き取り依頼者に対して継続飼養の説得を行えばよいのであって、説得ができなかったからといって、後の問題を考えず、安易な拒否をするために「法による自治体の義務規定」を「努力規定」にすることによって自ら野の責任から逃れようとする行為はあってはならないと考える。</p> <p>たとえ、努力規定にしたとしても、引き取り拒否によって野犬化した犬による咬傷事故が発生すれば、原因を追及され、引き取りを行わなかったことと因果関係がはっきりすれば行政の不作为を問われることに間違いがない。</p> <p>さらに、「ノーキル」思想が広まりつつある状況で、行政職員が安易な引き取り拒否を行わないようにするためにも、引き取りは住民の安全を確保するための措置であることを認識させなければならず、そのためには今の義務規定を改悪すべきではないと考える。</p>	
<p>飼い主に対する説得は、安易な動物遺棄に結びつかないか疑問がある。 しかし、引き取らない場合、遺棄が増えると考える。</p>	<p>自治体が引取をやめた場合、ペットの飼い方に関する要望を解決する手段の一部を失う可能性があるため。</p>
<p>犬ねこの引取りについてはその理由がやむを得ないと認められる場合に限ることとすべき。</p>	<p>安易な引取りに必ずすべきではないが、現在の条文では拒む根拠の説明に苦しむため。</p>
<p>法第35条に基づく引取りについて、「やむを得ない理由があると認めるときは引取らなければならない。」に改正いただきたい。</p>	<p>法の趣旨に鑑み、安易な引取りを防止するため。</p>
<p>犬猫の引取りについては、引取らなければならない特段の事情を明確にするなどして、一定の要件を満たさない場合は引き取らないことができるようにすべき。</p>	<p>対応の際に説得をおこなっているところであるが、現在の法35条の「…ねばならない」の規定がある限り一定以上の引取数減少は不可能であるため。</p>
<p>法第35条に「引取りに際し、条件を付することができる旨」等を明文化していただきたい。</p>	<p>引取りに際し、一定の場合には引取らないことができることを明確にするため</p>
<p>犬猫の引取りについては、法第35条の「引き取らなければならない」を「引き取ることができる」等の文面に変更することが望ましい。</p>	<p>短絡的な駆除発想の防止を啓発していく上で、都道府県の引取義務がある以上、徹底した対応が困難であるため。 緊急避難として位置づけられたものであるが、法文上、このような記載であるために、引取りを求められた際、強く断ることができないから。</p>
<p>犬ねこの引取り規制を行う場合は、繁殖についても規制すべき。</p>	
<p>飼い犬・飼い猫を引き取らない場合については慎重に定めるべき。 所有権放棄による引取り業務について、一定の場合引き取らないことができるようにしていただきたい。また引き取らない場合の条件についての明確化していただきたい。</p>	<p>引き取られなかった犬猫の遺棄防止のため。 自治体職員は犬ねこの殺処分を避けるために、飼い主に対する説得、対応に苦慮している。 安易な引取りを要求してくる者も認められ、これらの抑止としたいため。</p>
<p>自治体の犬猫の引取(特に猫)の義務をなくすか、特定の理由を明確にするべき。</p>	<p>引取先があるがために安易な引取がなくならない。行政が引き取らなければ、飼主は自分で引取先を探す努力を今以上に。現状、どうしても引取をするなら、やむを得ない理由を明確にし、それ以外は引き取らなければ引取数を減少させることができる。</p>
<p>自治体等の収容施設にある「引取りを求めない特段の事情がないと認められる等一定の場合には引き取らないことができるようにするべき」とある意見に対しては、自治体による引き取りが最小限となるよう「一定の場合」の基準を明確にすべきと考える。</p>	<p>「一定の場合」の具体的な基準が必要となると考えるため。</p>
<p>所有者不明の犬ねこの引取りについて、所有者確認方法及び処置を具体的に規定すべき</p>	<p>所有者不明であるが、所有者が存在する可能性がある犬ねこの安易な引き取りを防止するため。</p>
<p>所有者の判明しない猫の引取りについて、引取対象の猫の明確化をしてほしい。(特に駆除目的で捕獲箱等で捕獲した猫を引き取らないことができるのかどうか。)</p>	<p>野良猫問題のある地域では、駆除目的に捕獲箱等で捕獲した猫を行政へ引取り依頼する事態がある。このことは動物愛護法の基本原則に反するという考えもあり、猫擁護派から引取りは動愛法に反するとの指摘があります。また繁殖制限等による野良猫対策(地域猫)への障害となっている。</p>

4. 特定動物	
特定動物の逸走時の飼い主の捕獲能力の審査について強化すべき。	どのような状況でも確実に飼養できる者でなければ特定動物を飼養すべきではないと考えるため。
研究用及び動物園等での展示を除き、一般国民が特定動物を飼育することを禁止するべきである。	毒へび等が飼養施設から逸走した場合、周辺住民の身体、生命及び生態系に対して甚大な被害を及ぼす恐れがあるため。
特定動物の飼養施設基準について、より詳細な統一された基準が必要。	現在は各自治体によって施設基準がばらばらであり、危険な動物を飼育するという許可を与える上で、各自治体によって大きなばらつきがあるのは問題であるから。
特定動物の交雑種など、特定動物に指定する動物種の見直しが必要。また表記の仕方についても変更が必要。	交雑種であっても、特定動物の持つ危険性のある性質を備えているものがあるため。また、現状の属名や科名での表記は、わかりにくい。
特定動物の輸送ルート・休憩場所の通報は全て必要ない。	許可を取得した施設を使用して、移動させているため。 法改正以後逸走事例がないこと、逸走した場合の通報・捕獲義務は飼育者が負うべきものであること 現行の制度は届出の責任者が不明確であり、実際に移送する業者、移送元、移送先で混乱が生じている。逸走時に速やかに届け出ること、同等の安全管理は可能と考える。 輸送を行う業者、行政側とも事務量の増加につながるため、逸走の危険性がないと判断される場合（管轄自治体の判断等により）通知は不要と考える。 本文内容に同意。
特定動物の移送に係る通知については、ファクシミリ、Eメールも認めるべき。 移動の通知をすべき自治体を緩和すべき。	押印の必要がない届出であり、内容が確認できれば十分であるため。 一時通過するだけの自治体にまで届出るのは不合理であるため。
区域外の飼養保管通知書については、出発地と到着地への自治体への届出に変更する。	
一部は通知が必要	輸送時長時間滞在する場合は滞在自治体への通知が必要と考えるが、通過のみの移送時の通知に関しては不要と考える。
飼い主等の周辺情報の公表は社会的制裁としても行き過ぎ。	個人情報に当たり、特定の個人へのバッシングが想定されるため。 地域コミュニティから孤立し、更なる問題を引き起こすことに繋がりがかねない。 犬による事故の原因は一樣でないと考えられるため、例えば繰り返す飼い主は公表するなどの検討が必要と考えるため。
特定動物の移送の場合、逸走防止のため、想定範囲を上乗せしてはどうか。 逸走した場合、実際に捕獲するための道具の所持リストを明示する必要があると考える。	逸走した場合、捕獲できるかが不明のため。

5. 実験動物の取扱い

実験動物施設の把握はすべき。	法令上の規定もある。 規制するとしても、購入側の要望であえて疾病動物を作り出さなければならないこともあることから、厳格な規定ではなく「ガイドライン」程度が良い。 全国的に施設数は多くなく、専門的な知識が求められることから、環境省で所管したらどうか。
届出制の有無にかかわらず、実験動物飼養施設に関しては、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」により指導が必要であり、意見にあるような「実験等の目的の達成に支障を及ぼす行為の範囲について自治体の職員では判断が困難であることが想定される…」ということであれば、この基準に基づく指導すらできないこととなる。(基準の存在に影響)したがって、動物愛護法が動物実験に関して踏み込めない領域があるのであれば、この基準に規定を行わないようにすればたりと思われる。	
実験動物については届出制度が必要。	動物の愛護及び管理(特に感染症)の面から行政の把握が必要なため。
実行性の担保が難しいと考える。	本市では、以前に特定動物を飼養する施設(サル)が実験動物を取り扱う施設の中にあつたため、施設内に立ち入る際に、服を着替える、消毒対応等様々な制約があつた。 また、実験動物であるラット、マウスの管理頭数は、数万単位であり、現状の把握が難しいと考えるため。
届出制を導入するなら、施設や管理の明確な基準と監視手法の確立のための支援が必要である。	実験等の目的の達成に支障を及ぼす行為の範囲について判断が困難であるため。
自治体職員による監視指導は、高度な専門的対応を求められるため、困難である。	監視指導にあたっては、これまでの動物取扱業とは異なる高度専門的な監視が必要であり、現在の監視体制では対応が困難なため、国又は国レベルの専門団体が対応すべきと考える。自治体が対応する場合は、具体的な監視手法の明示、国による技術的な支援が必要である。
動愛法での規制ではなく、各々の関係省庁のガイドラインの徹底を図るべき。	各ガイドラインで飼養管理方法や3Rの義務規定を作り、それを実施させることの方が実効性が高い。
実験動物の取扱いで「不適切な事例や問題点がほとんどみられない」とある意見のとおり	不適切事例や問題点は見られないため、立入権限は必要と考えるが登録業とすることまでは不要と考えるため。
自主規制・自主管理の対象とすべき。	実験動物取扱施設は、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省等が策定したガイドラインに基づく管理基準による自主管理が適正に行われている。 動愛法の監視対象とするには、人員等を確保し、新たな監視体制を構築する必要がある。

6. 産業動物の取扱い

動愛法での規制ではなく、家畜伝染病予防法において産業動物の福祉に係る基準を設けるべき。	適切な飼養管理が感染症発生を未然に予防することにつながる。産業動物の現場を知っている職員が指導すべき事項。
動愛法で議論することは適さないと思われる。	産業動物の主な所管は、農林水産省であり農家等への指導など動愛法での議論にそぐわない。
産業動物については農林水産分野での対応とすべき。	関係省庁、関係業界・団体との調整等が必要である。
産業動物の福祉については、告示等により、そのあり方を提示することが必要。	畜産現場までの対応については、現状では困難である。

7. 罰則の強化

罰則は強化すべきである。	生命の尊厳を考慮すべきである。 悪質な営業者、飼養者等への抑止効果が期待できるため。 罰則の強化は虐待や遺棄の防止になることから、望ましい。
罰則の強化における「取扱業に関する各種の罰則について強化を図るべき」とある意見のとおり	取扱業に対する現行法での罰則強化は、適正取扱いに有効に働くと考えられるため。
罰則の強化について、明確な虐待の定義をすべき	罰則の強化よりも、虐待疑い事例(特にネグレクト)を明確に定義し告発による抑止力としたほうが効果があると考えられるため
罰則の適用又は運用基準について示すこととあわせ、動物の緊急的な保護などの体制整備が必要である。	罰則の具体的な運用基準を整備しないままでは、取締り、罰則の強化を図っても、実効性のないものとなってしまふ。

8. (1) 犬のマイクロチップの義務化

<p>犬におけるマイクロチップ装着の義務化は、狂犬病予防法との整合性を図る必要があるとともに、現時点での普及率を考慮すると時期尚早である。</p>	<p>狂犬病予防法における登録制度を所管する区市町村における登録、鑑札・済票交付事務への影響が多大である。 現段階でのマイクロチップの普及率は2%程度であり、普及率を向上させることが先決である。 狂犬病予防法との整合性を図る必要がある。</p>
<p>必要なし</p>	<p>鑑札、注射済票の装着が良いと考える</p>
<p>マイクロチップ装着と犬の登録の整合性を詰めるべき。</p>	<p>登録時の所有明示を鑑札とマイクロチップの両方について規定すれば登録率も向上し利点が大い と考える。環境省と厚労省で具体的な話を進めてほしい。</p>
<p>犬のマイクロチップの義務化における「現況下におけるマイクロチップ義務化により国民にもたらされるメリットが明確でない」は、貴見のとおりで、装着及びリーダー普及率がある程度向上した段階、かつ狂犬病予防法登録との整合性が取れた形での義務化が望ましい。</p>	<p>災害時など、マイクロチップ装着の有効性は高いため、可能な限り、早急かつ社会的な意識が高まった段階での義務化が必要だが、狂犬病予防法との整理も不可欠と考えられるため。</p>
<p>マイクロチップリーダーの設置の義務付け(動物病院、警察)</p>	<p>飼い主返還率向上のため</p>
<p>マイクロチップの義務化について、一般の飼い主への普及の前にまず繁殖業者から行ってはどうか。</p>	<p>多数の犬を飼養する繁殖業者に対し、トレーサビリティの強化や遺棄防止のために、繁殖に供する個体およびそこで生まれた個体についてマイクロチップによる管理を義務づけるべき。</p>
<p>マイクロチップ装着については義務化とすべき。</p>	<p>義務化により、放し飼い、捨て犬は激減すると思われる。 マイクロチップの装着により、保護又は捕獲された犬の飼い主への返還率が向上するとともに、所有者が必ず判明することから遺棄の防止につながるため。 ねこについてもマイクロチップの装着を義務化すべきと考えるが、その際は登録制度がないため、動物取扱業者において販売するねこについては、装着を行ってから販売するなど取扱業者への規制が必要。 獣医師以外の者による施術については、不適切な器具の取扱いにより細菌感染を引き起こす可能性があること、また器具の不適切な廃棄が行われる可能性が高いことから禁止すべきと考える。</p>
<p>狂犬病予防法では、飼い犬の一生に1回の登録と年に1回の狂犬病予防注射の実施が義務づけられており、さらに飼い主がその犬に登録注射を受けさせていることを公に証明(公証行為)するため、犬に鑑札と注射票の装着も義務づけている。 狂犬病予防法では、登録、注射の実効性を確保するため、都道府県知事等(狂犬病予防員)に対して未登録・未注射犬の捕獲・抑留権限を与えている。 狂犬病予防員が未登録・未注射犬の捕獲・抑留のため、街で見かけた犬が登録・注射を受けているかを判断するには、その犬に鑑札・済票が装着されているかで(目視で)行うことになっている。 意見にあるように狂犬病予防法で規定された「鑑札」を「マイクロチップ」に変更した場合、装着が目視できなくなり、法第6条の捕獲・抑留ができなくなる。 どうしても、「鑑札」を「マイクロチップ」に変更したいのであれば、法第4条の改正(鑑札の装着義務削除)、第6条の(捕獲抑留対象犬は、鑑札の未装着には関係なく、済票の未装着だけで判断する)という法改正が必要である。 しかし、現在狂犬病に対する意識が低下し、開業獣医師、飼い主、国会議員等の中には「登録、狂犬病予防注射義務」の廃止を訴えている者が多く、仮に厚生労働省が法改正を国会に提案した場合、法第4条、第5条、第6条の削除という結果になってしまうおそれがある。そうすれば、50年以上狂犬病フリーであった日本が再び狂犬病の危険性にさらされることとなり、またマイクロチップ推進のために行った行為が結果的には登録義務の削除といった(鑑札をマイクロチップに変えようという思惑が飛んでしまう)ことになってしまうおそれがある。 したがって、この議論は厚生労働省と十分協議が必要。 さらに、現在の登録料(3000円)の用途は、単に鑑札の作成だけでなく、住民への広報費、原簿作成・管理費、職員費等であり、マイクロチップに変更した場合、その登録費全てがマイクロチップの作成と埋め込み費用になってしまうことから、市町との調整が必要であり、登録費の値上げも想定しなければならない。</p>	

8(2) 犬猫の不妊去勢の義務化

不妊去勢の義務化は現実的には困難。努力義務として推進すべき。 必要なし	義務化すべきことではないと考える。
特に猫について、適正な飼養をしている飼い主以外については繁殖制限を義務づけるべき。	行政が不妊手術の指導を行う根拠が乏しく、指導に従わず猫を増やす飼い主がいる。「所有者が不明なねこ」として自治体に引取りされるもののうち84%が子猫というデータがあるが、飼い主のいる猫が飼主のいない子猫の供給源となっているケースも多い。ねこの飼い主に対する規制があいまいで緩いことが、引き取られる猫の数が減らない理由のひとつである。23万匹の殺処分数という現状は、繁殖制限の義務化により大幅な改善が見込まれる。
特に猫の不妊去勢措置の実施については、国を挙げて取り組むべき事業と考える。	全国どの自治体においても猫の多頭飼育に係る苦情等が発生している。猫の不妊去勢措置から野良猫問題の解決や家ネコの適正飼育などにつながり、国民に有益であると考えられる。
犬猫の不妊去勢の義務化における「国民に利益をもたらすものでない。」は、現状を理解していない意見であると考え。人と動物の共生を図るため不妊去勢の義務化は必至であり、遺伝的な見地からも繁殖は業として登録なしでは不可能とするのが望ましいと考える。 自治体が譲渡する犬ねこへの不妊処置はアドバイス程度にすべきでは。	不妊去勢は、ペットとして犬猫の飼育トラブル防止、病気抑制、引取り頭数抑制などのメリットが計り知れない。 自治体での処置実施は施設面、技術面、コスト面から不可能であるため。

8(3) 飼い主のいない猫の繁殖制限

飼い主のいない猫に対する不適切な給餌について、条例で規制が可能かどうか国の見解を示してほしい。	条例規制を行ったり、行おうとした自治体に対して憲法違反であるとの見解が寄せられているため。
地域の実情に合った施策を行うことはもちろんだが、まずは餌やり等により飼い主のいない猫に関与した時点で、飼養者としての責任が生じることを法の中で明確にする。	糞等の被害も無視できる状況ではなく、単純に動物愛護の観点から対応できるものではない。責任を明確にすることでTNRや室内飼育への協力を求めやすくなると考える。
環境省としては地域猫活動を推奨するのか？ そうであれば、成功例、失敗例を示していただきたい。	地域猫活動は小さな範囲(町内会や自治会など)で行うものと考えており、県として具体的に介入すべきではないと考えている。市町から相談があった際に、具体例を紹介できれば参考になると考えるため。
地域猫活動に対する国の積極的な取り組みが必要。 法での規制必要なし	地域住民の考えが重要であり、一律の規制はそぐわない。
各自治体で対策を講ずるとするのであれば、地域ねこ活動について、その効果や費用についての情報があると各自治体で対策を立てやすいのではないかと。	なお、当県においては地域ねこ活動は住民に浸透していない状況である。
遺棄虐待のような事例集の配布の必要性がある。	飼い主のいない猫対策については、各自治体が苦慮しているところですが、特に、「地域猫活動」については、導入の目的、到達目標を明示した上で、成功および失敗例、成功および失敗と判断するまでに要した年月を明記してほしい。 導入にあたり、必要性および期待される結果の目安が必要と考えるため。
飼主のいない猫の問題について、自治体に丸投げするのではなく、国でも何らかの対策を検討してほしい。現状で地域猫活動以外に有効な案がないのであれば、積極的に推進してはどうか。関係者の地道な努力は現在も行われており、それをバックアップするような体制、規制を望む。	飼主のいない猫の不妊手術を進めるためには、費用面及び啓発両面からのサポートが必須である。
飼い主のいない猫の繁殖制限については、「給餌する者＝飼い主」と明確に位置づけるべき。	不適切な給餌をおこなう者に対しての指導根拠が不明確なため。
飼い主のいない猫の繁殖制限において「条例や自治体による指導等で地域の実情に合った政策を講ずべきである」は、飼い主のいない猫問題の解決を遅らせるだけであり、猫の不妊去勢の義務化が解決の糸口となる。	飼い主に対して、不妊去勢を義務化し繁殖制限をして、飼い主のいない猫を極力ださないことが先決であると考えられるため。

8(4) 学校飼育動物および公園飼育動物の適正飼養

学校飼育動物については、文部科学省による自主規制・自主管理とすべきであるが、施設基準等については、動物取扱業に準ずるものを参考としてガイドライン等を示されたい。	学校飼育動物については、現状として、近隣獣医師との連携により、対応できている事例が多い(自治体、学校によっては、「学校獣医師」制度が導入されている事例あり)。
学校飼育動物の規定については、文科省と獣医師会で取り決めをつくる方がよい。	実際に地方獣医師会と教育機関との間で学校飼育動物に関する協力体制を構築している地域もあり、その流れを止めることなく支援する方向で動くべきと考える。
学校飼育動物について、委員会の報告書案の通り。	学校飼育動物については多頭飼育、飼養不良等の問題があるため。
学校飼育動物の適正飼養については、飼養管理のための予算化を図るべき。	予算化されていないために施設の老朽化や疾病の治療に苦慮している学校が多く見られるため。
学校飼育動物は取扱業に準じた飼養管理基準を設けるべき。	適正飼養のために必要な、動物に関する知識を十分に有する者の配置及び傷病動物の診療や不妊手術のための予算措置などが行われていないことも多いため。
料金徴収にかかわらずとするのであれば、該当する形態について詳細な検討が必要。	公園飼育動物及び動物取扱業について、定義が明確でないため。

8(5)災害対応	
災害対応に関する条文を法中に明記されたい。	地方自治体の防災計画組み込みの根拠として必要である。なお、管内一部区市町村からも、本意見照会に当たり、動物の同行避難に関する記載の要望があった。
災害時における緊急時の「災害時ペット同伴避難」を明文化してほしい。	今回の東日本大震災をふまえ、アメリカのような「ペット避難、輸送基準法」を制定することにより迅速な対応が可能になると思われるため。
災害対応について、動物愛護管理法の中で明確に規定してほしい。	被災動物対策については、自治体の対応に温度差が大きく、市町村に適正な役割を担ってもらうためにも、法令での明記が必要。
動愛法に災害対策の基本的事項を規定すべきである。 また取扱業細目の中の災害に関する記述をより具体的に記載すべきである。	各自治体により災害対策の整備状況はさまざまであり、法に規定することによって、さらにその整備を後押しすることとなるから。 多くの動物を飼養し、また飼い主との接点が多い取扱業者は、災害対策についてもっと備える必要がある。
災害時対応について、災害時における飼い主及び動物取扱業等の責任を明確化すべきと考える。 災害時の民間協力について、国がペットフード協会などの関係団体と協議し、各自治体において、必要物資が供給される仕組みづくりを支援する必要がある。	災害時に対応するための日頃の備えの意識付けのため。 関係団体との協力体制については、全国的な対応が必要であるため。
災害対応についての国としての指針を示されたい	災害対策に対して、地域の実情に応じた独自の規定を設けさせることはよいが、地域をまたいで発生する大規模災害では、自治体によって対応が異なると、混乱が生じるため、ある程度の規定若しくは指針が必要であるため。
震災等が発生した自治体では、動物救護活動を行うこととなるが、活動のノウハウがない、初動活動経費がないといった課題がある。 そのため、国において「災害時の動物救護に関するガイドライン」を作成し、毎年会議等で周知を図っていくべきと考える。 また、活動の初動経費については、「緊急災害時動物救援本部」(東京本部)が手当てできるようになっていることから、そのシステムについても周知を図っていく必要がある。 さらに、動物救護活動としてのシェルター等での動物飼養に関しては、ある程度の経験が必要なことから、国又は東京本部において「ボランティアリーダー」の登録、育成等を日頃から行っておく必要がある。	
災害対応については、県単位より県境をまたぐ広域連携を推進すべき。 地域防災計画上のみでなく、その基盤となる防災基本計画上に動物に係る項目を盛り込むべきではないか。	東日本大震災のような大規模災害に対する備えが必要なため。 防災計画の根幹となる防災基本計画上に盛り込むことにより、国民の間において、動物の適切な愛護及び管理についての共通した理解の形成を図るため。また、地域防災計画作成時の“もれ”を防ぐため。(動物の愛護及び管理については、特に市町村レベルで非常に温度差があり、今回の震災では避難所並びに借り上げ住宅及び応急仮設住宅へのペットの同行避難が困難な状況であった。被災者(人)救援の二の次とされ、行き場を失い現在に至っている動物に対する反省を踏まえたもの。)

8(6)実施体制への配慮	
各自治体の体制整備が伴わなければ、法改正しても実効性のないものになってしまうため、実施体制への配慮は必要。	法改正等により、自治体の業務量が増加した場合、現状では、対応が困難であるとする。自治体への負担が少なく実効性の高い措置を検討いただきたい。
	人的要因等から地方自治体の監視体制も非常に厳しい状況にあり、業種の拡大や大幅な規制強化については対応できない場合も考えられる。机上の空論とならないよう、地方自治体の実効性を十分考慮し、実効に必要な支援をお願いしたい。
	規制内容が一方的に拡大する中で、実効性のある監視・指導を行うためには、人員の確保及び財政措置の支援が必要。
	自治体の体制整備には1年以上必要であるため。
	規制・施策の強化のため、自治体に対応できる体制が整えられるようお願いしたい
	パブリックコメントが法等の改正に反映されるか、不明のため、必要人員等を含めた予算措置が困難となっている。
	今回の法等の改正の状況により、自治体にとっては、組織の再整備が必要となる可能性があるため。
	実効あるものにするためには、自治体の実施体制への支援措置が必要である。支援措置がない場合は実現が困難であるため。
	このような業務の拡大に対し、現員数では適切な業務遂行に多大な支障が出る。
	より規制を厳しくしていく中で、自治体の財政面・人員面等での負担が大きくなるため。
法改正による規制強化、拡大は自治体の人員配置、財政に多大な影響を及ぼすものとする。実際に業務を行う自治体の意見への配慮が必要。	
対応に準備が必要なため。	
現状の体制のままでは対応できない恐れがあるため。	
自治体の人員体制を踏まえて、規制等の強化による業務負担増が適切かどうか慎重に判断していただきたい。	各自治体において組織整理、人員整理が行われて人員が増えることが見込めない中、規制強化の名目で自治体の業務が増えることは、逆に一つ一つの業務が疎かになり、大きな問題を生じさせる原因となりかねない。
その他	
化製場法との整合性を図る。(多頭飼育、産業動物、飼養施設の適正化など)	同件事象について、全く同じ視点での二重の指導を避ける。
法改正にかけられる内容を早急に絞り、方向性を出されたい	監視・指導体制の整備及び関係者への法律改正の内容の周知にかかる時間が必要であり、明確な方向性がなければ、それらにかかる準備が行えない。方向性の明記されない両論(複数論)併記された報告については、今回改正されるのは時期尚早であるとする。
今回の法改正により追加される規制内容について、(実効性のある)監視方法を例示されたい。	規制拡大を図るにあたって、地方行政機関の実効的な監視・指導の方法まで考慮された議論であるのか不明。確認方法が明言できない基準の導入は、時期尚早と判断する。監視、判断基準の一元化がなされていないものが、実効性のある基準となりえない。



- 1 報告書案では、各主課題に関する様々な意見が併記され、具体的・明確な方向性、結論が示されていない。
- 2 動物愛護の管理のあり方の方向性の全体像を示さずに、動物愛護管理の根幹である「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に先行して、政省令等の一部改正を現時点で行うという進め方には疑問を感じる。  
法の目的、基本原則、基本指針等の改正をまず行い、その改正を踏まえ、必要な政省令等の改正を行うべきである。  
また、こうした原則によらず、小委員会等で審議されている主要課題のうち、今般示されている政省令等の改正の概要の3項目について、法改正に先立ち改正する特段の必要性がある場合には、その必要性について根拠を示して説明すべきである。
- 3 法令改正に当たっては、法の趣旨に照らして、規制の必要性及び従前の規制や他法令との整合性について、十分に検討いただきたい。
- 4 法令改正に当たっては、速やかに地方自治体に対する趣旨説明会を開催するなど情報提供するとともに、現場でより運用しやすい制度となるよう、現行制度の課題も含め地方自治体の意見集約の場を設け、その意見を十分に反映していただきたい。
- 5 法の施行に当たっては、地方自治体の監視体制の整備や、関係者への制度周知を行うための期間を考慮したスケジュールとしていただきたい。  
現在、政省令等改正案の概要としてパブリックコメントに付されている案件のように、公布後約半年後施行では、当該業務の実態の把握(業者数、分布等)、業界周知、監視体制の整備(予算、人員の確保、業務に必要なシステムの修正等)などの準備に要する時間が不足しており、十分な監視業務ができない。自治体の監視体制の整備等が間に合わないことがある。
- 6 法令改正により、地方自治体に新たな業務が発生する場合には、人員の確保や施設の整備が必要となるため、当該業務に対する財政措置や、その具体的運用に係る通知を速やかに発出するなど国による支援策を講じていただきたい。
- 7 動物取扱業は法による登録制度開始後5年を経過したが、業界の育成段階にあることを考慮し、国による業界の組織化の推進など、業界育成を主体とした施策の充実が必要と考える。

<p>法第9条(地方公共団体の措置) 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに…指導その他必要な措置を講ずることができる。→「 …ことを努めなければならない。」に改正</p>	<p>動物愛護管理行政を推進するには基礎自治体の役割が重要</p>
<p>動物取扱業の適性化 法10条1項(動物取扱業の登録) 動物の取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあっては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。)の登録を受けなければならない。→  「事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び<b>第二百五十二条の二十二の中核市(以下「中核市」という。)</b>にあっては、その長とする。」に改正</p>	<p>既に条例により中核市等において権限委譲している県も多く、動物取扱業の規制についても中核市が行なうことが望ましい。</p>
<p>法36条(負傷動物等の発見者の通報措置) 動物の死体を発見した場合の通報及び収容機関を都道府県知事等「都道府県知事等」を「市町村長」へ改正</p>	<p>公共の場所での犬、猫の死体処理については、廃掃法による対応が相当で都道府県が自ら動物の死体を収容することは、困難である。</p>
<p>告示20号 第6条1号イ 広告に関する掲載項目の見直し</p>	<p>項目数が多く、タウンページ、フリーペーパー等の掲載手数料が必要な媒体に広告を出す場合は、項目数により広告手数料がかかる。掲載必要項目を減らしても業者情報としては充分と考える。</p>
<p>犬猫の引取りについて、引取りを拒めるだけの条件などを検討していただきたい。</p>	<p>犬猫の引取りについて、法において犬猫の引取りが義務付けられているため、不妊去勢措置や終生飼養の指導が徹底できず、指導に苦慮している。</p>
<p>自治体の現状を把握し、支援措置をとっていただきたい。</p>	<p>「動物愛護管理のあり方について」には、業者への適正化、飼い主への指導など多くの規制強化が盛り込まれている。そして多くの項目に「自治体が推進すべき」、「地域の実情に併せて」との記載があり、自治体の負担増が予想される。 各自治体では人員削減が進む中、担当職員が複数業務を兼務し、さらに各業務にきめ細かい対応が求められている。 動物愛護管理法の見直しにあたっては、このような自治体の状況を鑑み、必要な人員や経費の確保について、支援等を行っていただきたい。 また、抽象的な表現、曖昧な根拠、理由によって規定し、その運用を自治体の判断に任せるような改正は、現場での指導方法等に差が生じやすく、業者の不利益となる場合も考えられることから、十分に検討していただきたい。</p>